

令和 2年 4月 11日

会 員 各 位

公益社団法人奈良県柔道整復師会  
会 長 川 口 貴 弘

新型コロナウイルス感染拡大に伴う種々疑問点について(紹介)

拝啓 春暖の候 会員の皆さまにおかれましては、日々の診療業務や地域貢献活動への取り組み、また本会の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、西に隣接する大阪府は既に非常事態宣言が発令され、北に隣接する京都府も非常事態宣言を発令しようとしているまだまだ感染拡大終息が見えない状況の中、会員各先生方におかれましては、感染拡大防止に尽力されながら、日々の診療に、また施術所経営に頭を悩ませておられることと思います。

そんな中、国土交通省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、飲食店等のテナントの賃料の支払いについて柔軟な措置の実施を検討するよう関係団体に要請」されました。

([https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000201.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html))

執行部はもとより、皆様が不安に感じておられることを『NHKの特設サイト「新型コロナウイルス」働く人 経営者への支援は』の中で、詳しく紹介されております。ご一読ください。

(<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/management/?tab=1>)

本会におきましても会員の皆様に対して、様々な支援策を理事会検討しております。また、別紙において、不調を訴える受診者が来院されたり、先生方の判断により受診者の体調不良などを察知された場合等の対応について記載しております。

どうか、会員の先生方も感染には十分にご注意いただきながら、今一度新型コロナウイルス感染拡大防止に心がけて頂き、引き続き地域の皆さまから信頼され安心のおける接骨院・整骨院の運営に努めていただきますようお願い申し上げます。共にこの難局を乗り越えていきましょう。

敬具

会員の皆様には、院内感染防止や院内清潔管理について、またエタノールなどの消毒薬以外の代替剤についてご案内を申し上げますが、次の点にも十分ご注意下さいますようお願い申し上げます。

- 施術者である会員の先生方の健康管理は、万全に行ってください。  
国家資格を有するプロとして、ご自身の免疫力向上にどうかお努めください。
- 来院される受診者の体調把握も医学的判断のもと、慎重に対応ください。  
特に新型コロナウイルス感染を視野に、適切な問診など励行してください。
- 不調を訴える受診者が来院されたり、先生方の判断により受診者の体調不良などを察知された場合には、感染防止（マスク着用、室内換気、会話距離等）措置を行いつつ検温し、かかりつけ医への相談を促すことや帰国者・接触者相談センター或いは管内保健所への相談を行えるよう、適切な受診者対応をお願い致します。
- 明らかに感染症が疑える受診者に治療や施術することは、受診者保護に反し感染拡大を伴う危険も考えられ、協定違反となりますのでご注意ください。
- これらの感染防止対応につきましても、治療や施術に伴う大切な業務範囲でありますことから、カルテ（施術録）への記載も怠らずをお願い致します。
- 平素にも増して、院内清潔管理や受診者への適切な対応が大変な日々だとは思いますが、私たち柔道整復の現場においても可能な限りの感染予防を心がけて終息に向けて精進を重ねて参りたいと存じます。